

平成31年2月18日

芦屋市議会

議長 中島 健一 様

政務活動費あり方検討会議

座長 福井 美奈子

政務活動費のあり方検討結果報告について（答申）

昨年10月3日に政務活動費あり方検討会議に諮問された事項について、中間報告を経て最終報告書とマニュアル改訂案をまとめましたので、別添のとおり報告します。

記

1 内 容

- (1) 別添1「政務活動費のあり方検討結果報告書」について

2月12日開催の全体協議会で報告した中間報告を基本としている。

- (2) 別添2「政務活動費マニュアル改訂案」について

改訂のポイントは下記のとおり。

ア 政務活動費あり方検討会議での検討結果を反映

イ 全国市議会議長会作成「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」抜粋を記載

ウ 説明をわかりやすくする等の構成変更・修正・追加記載

2 適用時期

今回の見直し後の使途基準やマニュアルについては、平成31年度（2019年度）分から適用するものとし、平成30年度（2018年度）分については従来どおりとしている。

平成31年度の収支報告書に記載する支払いからとなるため、平成31年3月までの活動に要する経費について、支払日が平成31年4月以降になるものについても新基準を適用する。

3 その他

中間報告に関する意見なし。

以 上

別添 1

政務活動費のあり方検討結果報告書

平成31年（2019年）2月18日

政務活動費あり方検討会議

目 次

第1章 今回の政務活動費のあり方検討について	4
1 今回の経緯	4
2 検討体制	5
3 検討会議への諮問事項	6
4 検討手順	7
5 会議開催状況	10
第2章 項目別検討結果	11
1 会派視察について	12
2 広報紙における按分について	14
3 事務所で使用する事務機器のリース代について	17
4 ガソリン代	19
5 タブレット型端末の使用料について	23
6 電話（固定、携帯、スマートフォン）の使用料について	25
7 郵便代について	27
8 新聞代について	30
9 後払い方式の導入について	32
10 議員個人への交付について	35
11 会派控室で使用する備品・事務機器等について	38
12 政務活動費で使用する口座の利息（利子）について	40
13 ポイントの取り扱いについて	42
14 視察を行う際の短期損害保険料の取扱いについて	44

第1章 今回の政務活動費のあり方検討について

1 今回の経緯

このたびの政務活動費のあり方検討を行うことになった経緯は、議会基本条例検証結果による問題提起と政務活動費に関する住民監査請求があったことを踏まえ、平成30年（2018年）9月21日の代表者会議において、第19期の任期中に使途基準やマニュアルの内容を含めた見直しを行ってはどうかと当時の議長から提案があり、10月3日には各会派の賛同を得て実施することになったものである。

(1) 議会基本条例検証結果による問題提起

- 平成26年（2014年）10月施行の芦屋市議会基本条例について、平成29年（2017年）9月から翌年5月まで議会基本条例検証会議を設置して検証を行っているが、その結果報告の中で、第21条の「政務活動費の執行」について下記の2つの問題提起がある。

課 題	【問題提起として出された意見】 問題 21-1-1 政務活動費の後払い方式を検討してもいいのではないかな。 問題 21-1-2 後払い方式では事務局の負担が増えるのではないかな。 【対応方策として出された意見】 方策 21-1-1 政務活動費の後払い方式については、先進事例を調査して検討する。
	【問題提起として出された意見】 問題 21-2-1 政務活動費の使途基準については、社会情勢に適しているか常に見直す必要があるのではないかな。 【対応方策として出された意見】 方策 21-2-1 政務活動費の使途基準を、例えば毎期一定時期（1年目など）に見直すことを検討する。

(2) 政務活動費に関する住民監査請求

- 本市では、平成30年（2018年）8月に政務活動費の一部返還を求める住民監査請求が提出され、同年10月12日には「監査請求に係る監査の結果について」の通知があり、請求された措置についてはその必要を認めないとの結論が示されている。
- この住民監査請求によって直ちに使途基準等を見直さねばならない状況ではないが、上記(1)の2つ目の問題提起のとおり、平成31年（2019年）6月10日までの任期となっている第19期において、現在の使途基準等が今の社会情勢に適しているかを見直すきっかけとなっている。

2 検討体制

今回の検討体制については、平成 30 年（2018 年）10 月 3 日の代表者会議において「政務活動費あり方検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して行うことに決定している。

(1) 設置目的

- 議長からの諮問内容について検討する。（諮問書は次ページに掲載している。）

(2) 設置期間

- 期 間：平成 30 年（2018 年）10 月 ～ 平成 31 年（2019 年）2 月上旬
（遅くとも、平成 31 年（2019 年）最初の定例会開会までに議長へ答申する。）

(3) 委員構成

- 座長：副議長
- 委員：各会派から 1 人選出

役 割	氏 名	会 派
座 長	福井美奈子（副議長）	あしや真政会
委 員	山 田 みち子	あしや真政会
	帰 山 和 也	公 明 党
	ひろせ 久美子	日 本 共 産 党 芦屋市議会議員団
	大 原 裕 貴	日本維新の会 芦屋市議会議員団



【写真】政務活動費あり方検討会議 委員

3 検討会議への諮問事項

検討会議への諮問書は下記のとおり。

平成30年10月3日

政務活動費あり方検討会議

座長 福井 美奈子 様

芦屋市議会

議長 畑 中 俊 彦

政務活動費のあり方検討について(諮問)

本年5月31日に答申された芦屋市議会基本条例検証結果報告のうち、第21条(政務活動費の執行)の課題を含めた政務活動費のあり方を見直すため、下記について諮問します。

記

1 下記の見直しの必要性とその具体的な内容を検討すること。

- (1) 使途基準・指針
- (2) マニュアル
- (3) その他

2 検討については下記のとおり進めること。

- (1) 検討会議には会派に所属しない議員が参加していないことを踏まえ、適宜、会派に所属していない議員の意見も聴取しながら進める。
- (2) 答申時期は、遅くとも平成31年(2019年)最初の定例会開会までとする。
- (3) 答申内容については、全体協議会において検討会議から報告する。

以 上

4 検討手順

検討会議では、下記の手順で進めている。

(1) 今回の検討作業の進め方について確認

- 会派及び会派に所属しない議員を対象に使途基準やマニュアル等の見直し提案を求め、検討対象としていく。
- 現状を変更する場合は全会派一致を条件とし、一致しない場合は「現状どおり」を原則とする。
- 現在の使途基準等を変更することだけが目的ではなく、常に見直しを行っている姿勢を示すことにも意義を持ち、意見が一致しない結論となった場合であっても、来期の参考となるよう、結果だけでなく結論に至った過程についても報告書に掲載する。
- 最終報告書は公開する。

(2) 参考情報

協議の過程では、下記の情報を参考にしている。

【近隣各市議会の状況】

- 会派及び会派に所属しない議員から提出された提案内容について、平成 30 年（2018 年）10 月に近隣市議会における取扱いを照会して得た回答のこと。
- なお、市議会によって政務活動費マニュアル等の公開状況が異なるため、この最終報告書へは掲載していない。

【全国市議会議長会「政務活動費に関する Q & A（参考指針）」】

- 全国市議会議長会において、平成 30 年（2018 年）7 月から政務活動費に関する Q & A 作成会議を設置し、本市議会検討会議と並行して「政務活動費に関する Q & A」の作成作業が行われ、翌年 2 月 14 日に全国市議会議長会理事会及び評議員会での報告を経て、同月 14 日に会員である各市議会へ提示された「政務活動費に関する Q & A（参考指針）」のこと。
- なお、本市議会検討会議では、平成 30 年（2018 年）同年 11 月に全国の市議会事務局へ提示された作成中の案を参考に協議を行っているため、本文からの抜粋を除き、名称には「（作成中）」と記載している。

【全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査（平成 29 年中）」】

- 全国市議会議長会において、毎年全国の市議会を対象に行っている実態調査のこと。
- この中間報告時点では、平成 29 年（2017 年）中の活動状況に対する調査結果が最新版となっており、全国市議会議長会のホームページ上で一般公開されている。

(3) 見直し提案の募集

- 会派及び会派に属さない議員を対象に、使途基準やマニュアル等の見直しについて提案を募る。(平成 30 年(2018 年)10 月)
- 全体で 13 提案が提出されている。内訳は下表のとおり。

提案会派又は議員	提案数	備 考
あしや真政会	4	
公 明 党	2	
日 本 共 産 党	2	4 提案あったが類似 3 提案を 1 つに集約して扱っている。
日本維新の会	4	
中島かおり議員	1	
計	13	

(4) 検討対象

- 提出された提案を中心に検討を行っている。
- 上記の検討過程で新たに問題提起された事項についても対象範囲を広げている。
- また、参考資料としている全国市議会議長会「政務活動費に関する Q & A」(作成中)に示されている考え方と本市の取扱いに差異がある事項についても対象としている。
- さらに、今期で積み残されている課題についても対象としている。

(5) 論点整理と会派持ち帰り

- 意見交換を行いながら論点を整理して会派へ持ち帰る。
- 会派意見の持ち寄りで、さらに協議が必要な場合は論点整理から繰り返す。

(6) 中間報告書の作成と政務活動費マニュアルの改訂作業

- 各検討対象の結論とそれに至った過程を整理して中間報告書を作成する。
- 並行して政務活動費マニュアルの改訂作業も行う。

(7) 会派に所属しない議員の意見聴取

- 会派に所属しない議員の意見聴取については、平成 30 年(2018 年)12 月に座長から途中経過を説明したいと当該議員 4 人に連絡したところ、各議員から文書でもらえればいいとの回答があったことから、中間報告書を提示した上で意見を聴取することにしたため、会派に所属しない議員に限定した説明会等は行っていない。

(8) 中間報告

- 全体協議会で中間報告を行い、全議員の意見聴取を行う。
- なお、中間報告に関する意見は出ていない。

【写真】 中間報告を行った全体協議会（全議員出席）の様子



【写真】 検討会議委員は説明員席へ移動



(9) 最終報告書と政務活動費マニュアル改訂案の作成作業

- 中間報告を基本に最終報告書をまとめる。
- 併せて政務活動費マニュアル改定案もまとめる。

(10) 最終報告

- 議長へ答申（最終報告）を行う。
- 併せて政務活動費マニュアル改定案も報告する。

5 会議開催状況

検討会議の会議開催状況は下表のとおり。

開催日		回	協議内容
平成 30 年 (2018 年)	10 月 3 日(木)	第 1 回	諮問事項及び進め方等を確認
	10 月 12 日(金)	見直し提案期限	会派及び会派に所属しない議員による 政務活動費に関する見直し提案を提出
	10 月 22 日(月)	第 2 回	全 13 提案について一通り意見交換
	11 月 14 日(水)	第 3 回	提案No.1～8 を論点整理して持ち帰り
	11 月 22 日(木)	第 4 回	提案No.1～4、8 結論 提案No.5～7 再度論点整理して持ち帰り 提案No.9～11 論点整理して持ち帰り
	12 月 17 日(木)	第 5 回	提案No.5～7、9～10、12～13 結論 提案No.11 再度論点整理して持ち帰り 提案外の新たな課題について協議
平成 31 年 (2019 年)	1 月 18 日(金)	第 6 回	提案No.11 と新たな課題の論点整理 提案外の新たな課題を論点整理して持ち帰り 中間報告(案)協議
	1 月 28 日(月)	第 7 回	提案No.11 とこれまでの積み残しの協議 中間報告(案)、マニュアル改訂案協議
	2 月 1 日(金)	第 8 回	これまでの積み残しの協議 中間報告(案)、マニュアル改訂案協議
	2 月 12 日(火)	全体協議会	中間報告
	2 月 14 日(木)	第 9 回	最終報告(案)、マニュアル改訂案協議
	2 月 18 日(月)	代表者会議	最終報告

第2章 項目別検討結果

【会派及び会派に所属しない議員からの提案】

【凡例】○：提案どおり △：関連した見直し ×：現状どおり

No.	提案	提案項目	提案会派又は議員	結論	備考
1	1	会派視察を政務活動費のみに見直し	日本維新の会	△現状維持	会派視察報告書をネット公開 議員派遣の手続きを見直し
2	2	広報紙の按分ルールを規定	日本維新の会	△現状維持	マニュアルを見直し (宣伝目的とならないことを明記)
	3	広報紙の按分ルールを規定	あしや真政会	△現状維持	マニュアルを見直し (宣伝目的とならないことを明記)
3	4	事務所事務機器リース料への充当拡大	あしや真政会	×現状維持	
4	5	ガソリン代の按分率と上限額の見直し	日本維新の会	△現状維持	マニュアルを見直し (自家用車代廃止・ガソリン代のみ)
	6	ガソリン代の廃止	日本共産党	△現状維持	マニュアルを見直し (自家用車代廃止・ガソリン代のみ)
	7	ガソリン代のマニュアル記載の見直し	あしや真政会	○見直し	マニュアルに1人1月と記載
5	8	タブレット型端末の使用料廃止	日本維新の会	○廃止	
6	9	電話使用料の廃止	日本共産党	△現状維持	マニュアルを見直し (1人1台限りを明記)
7	10	郵便代の制限	公明党	○見直し	切手購入代は充当不可 政務活動費分は別郵送・按分不可 (送付先・理由を保管)
8	11	新聞代の会派内制限の見直し	あしや真政会	○見直し	一般日刊紙は1人1月1紙のみ 専門紙は1人複数紙(各1部)充当可
9	12	後払い方式の導入	公明党	×現状維持	
10	13	個人交付の導入	中島かおり議員	×現状維持	

【上記以外の検討項目】

No.	項目	発端	結論	備考
11	会派控室使用の備品等の取扱い	政務活動費に関する Q & A (作成中) (全国市議会議長会)	按分	会派・議員の実態に応じて按分 (按分率は会派・議員で判断)
12	ポイントの取扱い	平成28年6月 代表者会議 (事務局)	会派・議員で判断	マニュアルに留意事項を記載 (獲得ポイントの私的利用)
13	口座利息(利子)の取扱い	平成28年6月 代表者会議 (事務局)	会派・議員で判断	マニュアルに選択肢を記載 (無利息口座・返還・利用)
14	視察時の短期損害保険料の取扱い	平成28年6月 代表者会議 (事務局)	充当不可	マニュアル費目別指針に記載

1 会派視察について

(1) 提案内容

【提案 1】

提案項目	会派視察旅費を政務活動費から支出するようにすべき。
理 由	本市では視察旅費として議員一人あたり年額 20 万円の予算が割り当てられており、委員会視察のほか、会派視察にも適用される。しかし、本市を除く阪神間 6 市 1 町の各議会では、政務活動費から会派視察旅費を拠出することとなっており、現状は本市のみの独自対応であり、優遇措置と指摘されても弁明できない。年額 20 万円の視察旅費の執行状況も 50～60%に推移しており、年額の妥当性についても再度協議することが必要と考える。
実施時期	協議の上で合意形成を諮ることが出来次第（来任期中の早い段階）
提 案 者	日本維新の会

(2) 現 状

- 本市では、視察旅費として議員 1 人年額 20 万円の議会費予算を計上している。
- この視察旅費の適用範囲は、常任委員会視察及び議員派遣としての会派視察である。
- この視察旅費全体の執行率は、近年 50～60%程度で推移している。

(3) 結 論

- 会派視察を視察旅費（議会費予算）の適用除外とすることについては意見が一致せず、現状どおりとなっている。
- また、この視察旅費を減額することについても、一度減額すると復活は困難であること。また、自ら活動範囲を狭めることよりも、議会活動を活発化して市政に生かす高い意識を示す必要があるとの理由から意見が一致せず、現状どおりとなっている。
- しかし、同じ視察旅費を利用している委員会視察と同様に、結果報告書をホームページ上で公開を始めることについては意見が一致している。
（様式及び提出期限も委員会派遣と同じ扱いとする。）
- 一方、これまでの議員派遣の手続きについては、学識経験者から問題が生じることがないように見直す必要があるとの指摘があり、この件についてのみ答申を待たずに議長へ報告し、早期に適切な対応を求めることで意見が一致し、平成 30 年（2018 年）12 月 20 日の代表者会議で座長から報告が行われている。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第3回（11月14日）、第4回（11月22日）、第5回（12月17日）

【概 略】

- まず提案会派から、以前にも協議したが再度協議したい。阪神間などの近隣市との比較で突出していないようにするべきとの趣旨説明があった。
- 条件として政務活動費の増額が必要ではないかとの意見や、廃止すると復活が困難であることを危惧する意見も出されたが、賛同する会派もあり、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、提案会派以外の2会派から現状維持の意見として、他市へ視察に行くことは視野を広めるためには必要であり、自ら活動範囲を狭めることよりも、議会活動を活発化して市政に生かす高い意識を示す必要があるとの意見が出された。
- 会派視察を視察旅費（議会費予算）の適用除外とすることについては意見の一致には至らなかったが、この視察旅費の減額については持ち帰りとなった。
- また事務局から、今年度から委員会視察報告書をホームページ上で公開を始めたことを考えると、会派視察報告書も同様に公開しなければ整合性がないとの指摘を受ける可能性があるとの問題提起があり、このことについても併せて持ち帰ることになった。
- さらに事務局から、これまで議長の許可によって議員派遣としてきたが、学識経験者に確認した結果、議員派遣として会派視察を行うことは各議会の判断で違法ではないが、その手続きについては問題が生じることがないように見直す必要があるとの指摘があったことが報告され、手続方法についても持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では視察旅費の金額については2会派が減額に賛成であったが、他の2会派からは、視察の機会を減らすことは議会の権能を弱めることにもつながる。視察旅費を一度減額すると復活は困難との理由から現状維持の意見が出され、減額については意見の一致には至らなかったものの、会派視察報告書についてはホームページ上で公開を始めることでは意見が一致した。
- また、議員派遣の手続きについても、議会運営委員会など公開の場で行う方向で見直すことでも意見が一致した。
- さらに、次の回では、その手続きの具体化については諮問範囲を超える課題であることから、答申を待たずにこの件について議長へ報告し、早期に適切な対応を求めることでも意見が一致し、12月20日の代表者会議で座長から報告を行っている。

2 広報紙における按分について

(1) 提案内容

【提案 2】

提案項目	広報紙の按分ルールを定めるべき。
理 由	プロフィール部の按分が必要なのか否か、会派または議員によって見解や対応が異なるため。広報紙を見る上で、「どういう団体・個人が発行しているのか？」という情報は常識の範囲で必要なものと考え、必ずしも顔と名前の宣伝目的で掲載するとは限らない。プロフィールに割ける面積を予め規定しておくことで、公平な政務活動費執行ができる。
実施時期	協議の上で合意形成を諮ることが出来次第（来任期中の早い段階）
提 案 者	日本維新の会

【提案 3】

提案項目	議会活動広報紙の位置づけを明確にする。
理 由	現在は、政務活動費 100%の会派も無所属議員もあるが、按分方式を取っている会派や無所属議員もある。芦屋市議会として統一することが望ましい。
実施時期	合意できた時点
提 案 者	あしや真政会

(2) 現 状

- 按分割合は会派や議員の判断に委ねており、合理的に説明ができる比率を定めるようマニュアル P.6「4 按分による支出について」には、下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

4 按分による支出について

議員の活動は多面的であり、各々の活動を明確に区分することが困難であると考えられます。1つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、実態に即して合理的な方法により按分することとなります。

按分割合は、会派及び個人個々の活動実態によって異なることから一律に比率を示すことが困難であるため、このマニュアルにおいて規定している按分率については、上限を示しているものであり、必ずその割合で支出できるものではなく、会派及び個人の責任において政務活動の実態に応じ、合理的に説明のできる比率を定めてください。

- マニュアル P. 11 項目別指針「3 広報費」の留意事項の欄には、下記のとおり「(宣伝的要素：比較的大きな顔写真・過度のプロフィール等には配慮する)」と記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

3 広報費			
区 分	説 明		
使 途	会派及び議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費		
広報費の 主な内容	印刷製本費：広報紙・報告書等印刷・製本費 会場費：施設等の設営費、借上料等 文書通信費：電話・インターネット等通信費 交通費：鉄道費、バス代、タクシー代、ガソリン代、通行料 業務委託費：HP 等作成委託費、HP 運営費等、広報紙配布業務 【具体例】 ○ 報告会を開催するために要する会場借上料、会場設営費 ○ 報告会のための資料作成に要する印刷製本代 ○ 広報紙の発行及びホームページの開設・維持管理に要する経費 ○ 広報紙の配布を委託する場合の経費		
支出に適しない事例	● 報告会における食事代、飲酒代、茶菓子代 ● 飲食を主目的とする会場で開かれる報告会等に要する経費 ● 政党活動、後援会活動、選挙活動に要する経費 ● 所属政党や後援会等と共同開催する報告会等に要する経費 ● 政党活動、後援会活動、選挙活動に伴う広報紙の発行及びホームページの開設・維持管理に要する経費 ● 年賀状、暑中見舞い等の挨拶状に類するものに要する経費		
留意事項	☆ 報告会を開催したときは、開催日、会場、参加議員名、参加人数等を記録し、会派及び会派に所属しない議員で保管する。 ☆ 配布資料等を作成したときは、その原本又は写しを会派及び会派に所属しない議員で保管する。 ☆ 広報紙については、紙面全体が会派又は議員の市政に関する政務活動に伴う記事とし、政務活動と関係のない政党活動や後援会活動等に伴う記事の掲載は認めないものとする。（宣伝的要素：比較的大きな顔写真・過度のプロフィール等には配慮する） ☆ 広報紙の配布に要する郵送料、新聞折込料等は、領収書等貼付用紙にその用途を明記すること。 ☆ 政務活動費で作成した広報紙は、収支報告書の添付書類として議長に提出する。 ☆ 改選前の広報紙の作成については、自己の選挙前事前運動と混同されないよう発行時期や発行部数等が大きく偏らないよう配慮する。		
支出の内容を明らかにする書類	原本提出	写し提出	確認書類
	・領収書等	・成果物等	・業務委託契約書

(3) 結 論

- 広報紙の発行元情報が一定割合以内であれば充当可とする統一的なルールを目指して議論を重ねたが、紙面の大きさやページ数など様々な条件の中で、具体的な一定割合を定めることについては意見の一致には至らず、現状どおりとなっている。
- しかし、マニュアル P.11 項目別指針「3 広報費」の留意事項の欄には、現在よりも強調する書き方で、氏名、写真、プロフィールなどの発行元情報を政務活動費の充当範囲内に含める場合には、紙面におけるその割合を宣伝目的や選挙活動という印象を与えない程度のものにすること。また、そのことを裁判等で立証できるようにしておく説明責任が会派及び議員にはあることを記載することで意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第3回（11月14日）、第4回（11月22日）

【概 略】

- まず提案会派から、広報紙に市政報告以外で必ず載せるのは写真やプロフィールを含めた発行元情報なので、充当可能な一定割合を定め、それを超えた場合には充当不可として按分するルールを決めてはどうか。割合については協議していきたいとの趣旨説明があった。別の提案会派からも、議会のルールで何%までと決めておくとうわかりやすいとの同趣旨で提案しているとの説明があり、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、提案会派以外の2会派からも趣旨については異論がないことが確認され、対象となる具体的な項目と充当可とする具体的な割合について持ち帰ることになった。
- 次の回では、各会派から案を提示することになっていたが、各会派とも紙面の大きさやページ数など様々な条件があることに加えて、「選挙活動という印象を与えない」割合という非常に主観的なものについて具体的な数値を決めると、かえって根拠が曖昧になるとの意見があり、按分ルールを定めることについては断念することになった。
- しかし、全国的な住民監査請求や裁判の事例から、写真やプロフィールが一定の割合以上に及ぶと宣伝的であると見なされることは明らかであるため、会派及び議員には政務活動費を充当した根拠については説明責任があること、裁判で立証できるようにあらかじめ十分に検討しておく必要があることを、強調した内容にマニュアルを見直すことでは意見が一致している。

3 事務所で使用する事務機器のリース代について

(1) 提案内容

【提案 4】

提案項目	事務所で使用する機器のリース料も認める。
理 由	事務所費が認められているが、事務所で使用する機器のリース料は認められていない。整合性を求める。
実施時期	合意できた時点
提 案 者	あしや真政会

(2) 現 状

- 事務所で使用する備品及び事務機器にかかる経費には充当を認めておらず、マニュアル P.18 項目別指針「10 事務所費」では下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

10 事務所費		
区 分	説 明	
使 途	会派及び議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	
具体的な事例	賃貸料等：賃借料、光熱水費 文書通信費：電話代 【具体例】 ○ 政務活動に必要な事務所の賃借料、光熱水費 ○ 政務活動に必要な資料作成にかかる印刷費等 ○ 事務所で使用する固定電話の使用料	
	● 議員の住居が事務所を兼ねている場合の経費 ● 議員及び議員の親族（3 親等以内）又は生計を一にする親族が所有する物件を事務所としている場合の経費 ● 事務所の購入に要する経費 ● 備品の購入費 ● 事務機器の購入費、リース代	
留意事項	☆ 事務所を賃借する場合、書面により賃貸借契約が締結されていること。 ☆ 事務所の賃借料及び光熱水費は、4 分の 1 を上限として、実態に合わせて按分する。 ☆ 固定電話の使用料は、自宅又は事務所のいずれか一方に限り、政務活動に要する経費として按分により積算した金額について支出を認める。	
支出の内容を明らかにする書類	原本提出	確認書類
	・領収書等	・賃貸借契約書

(3) 結 論

- 会派控室で使用する事務機器のリース代への充当を認めているため、事務所で使用する事務機器まで充当を認めると二重になるとの意見が多く、最終的には提案会派から現状維持との見解が示され、現状どおりとなっている。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第3回（11月14日）、第4回（11月22日）

【概 略】

- まず提案会派から、事務所の賃借料などの充当が認められているにもかかわらず、事務所で使用する機器のリース料は認められていないので整合性を求めるとの趣旨説明があった。
- 他の会派から、現在、会派控室で使用する事務機器には充当が認められているため、事務所でも同じ事務機器の充当を認めると二重になることを懸念する意見が出された。
- また、別の会派からは、会派控室は事務所ではないため、本来は事務作業を行うことはおかしいが、ほとんどの議員は狭い市域の本市では事務所を構える必要がないことや、またその余裕もなく、現実的には会派控室で事務作業を行うことが多くあり、現在のルールは現実に即したものとなっているとの認識が示されたが、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、提案会派から、会派控室と事務所の両方で政務活動を行っており、事務所での政務活動の費用が持ち出しとなっている。今回の提案は、他の事務所費と同様に事務機器についても4分の1を上限として実態に即した按分をするものであるとの再度の趣旨説明があった。
- しかし、他の会派からは、多くの議員が事務所を持っていないことを考えれば、会派控室の使用実態に合わせた現在のルールが合理的かつ現実的である。自由な活動を狭めるものではないが、固定電話と同様に、会派控室と事務所とで同じ事務機器を二重に充当することは市民への説明は難しいとの意見が出され、会派控室になれば事務所で使用する事務機器への充当を認めてもいいのではないかということになり、提案会派の持ち帰りとなった。
- その結果、次の回では提案会派から現状維持との見解が示され、現状どおり、事務所費では事務機器の購入費やリース代への充当は認めないことで議論は収束している。

4 ガソリン代

(1) 提案内容

【提案 5】

提案項目	ガソリン代の 1/2 の按分率、月あたりの限度額 5,000 円は実態に沿わないので見直すべき。
理 由	(1) 阪神間他市の状況を見ると、芦屋が一番高額であるため。市域が狭い芦屋が一番高いのは説明がつかない。 (2) 仮に燃費 15km/ℓでかつ、兵庫県のガソリン代平均 150 円で計算した場合、5,000 円分で 500km は走ることができる。3,000 円分でも 300km は走ることができる。300km は単純計算で 20 時間走行した距離になる。狭い市域であり、自転車や徒歩の活用も考えられる立地であることを考えると、1 ヶ月の間でそれほどの時間、走行できるとも思えない。仮に、走行距離がかかる他市に車で移動した際の支出であれば、その記録（例：GoogleMap、NAVI TIME 等でルートの走行記録資料）を添付すべき。
実施時期	速やかに見直しが必要（来年度から）
提 案 者	日本維新の会

【提案 6】

提案項目	ガソリン代の按分について
理 由	市民からも按分について指摘されており、この際見直しをするのであれば市民から疑問をもたれる費目についての見直しが必要。
実施時期	協議で合意できる時期
提 案 者	日本共産党

【提案 7】

提案項目	政務活動費マニュアルの中で通信・運搬に係る経費のうちガソリン代「実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。単車のガソリン代にも充当できます。」と規定されているが、上限5,000円は1回のガソリン代の上限ではなく、ひと月の上限であることの明記が必要である。
理 由	読む側の取り方によっては、1回の給油においての上限と混同しやすいため。
実施時期	合意できた時点
提 案 者	あしや真政会

(2) 現 状

- 条例第6条で政務活動費を充てることができる経費の範囲として10項目を定めているが、マニュアルの項目別指針では、その10項目のうち調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費の6項目で、具体的な事例の中に交通費としてガソリン代を記載している。
- 日常的な活動におけるガソリン代については、「2分の1以内、上限額1人1月5,000円」を条件として充当を認めており、マニュアルP.20費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」では下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成28年4月改訂）】

6 通信・運搬に係る経費	
議員が日常行う活動は、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことが多く、必要に応じて按分により充当額を算出します。ただし、按分率については利用実態に合わせて適切に行うこととします。	
ガソリン代	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。単車のガソリン代にも充当できます。
鉄道、バス代等	実費
タクシー代	実費、他の公共交通機関がない場合、時間的余裕がない場合等合理的な理由があるときに限り充当できます。
固定電話の使用料	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。 自宅と事務所の両方で固定電話を使用している場合、どちらか一方に限り充当できるものとします。
携帯電話の使用料 スマートフォンの使用料	携帯電話とスマートフォンの使用料をまとめて、実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。
タブレット型端末の使用料	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。
インターネットの使用料	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。

- また、政務活動として目的地や距離が明確な場合には、自家用車代としてガソリン代の実費又は 1 kmにつき 20 円のいずれかで充当を認めており、マニュアル P.19 費目別指針「1 視察、研修、要請・陳情活動に係る交通費等」では下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

第 7 章 費目別指針

1 視察、研修、要請・陳情活動に係る交通費等

交通費については、実費弁償を原則としますが、その経路及び金額は、経済的かつ合理的な方法により計算するものとします。

また、その内容が政務活動に係るものであることを明らかにするため、会議等の開催通知や案内状等を整理・保管するようにしてください。

鉄道、バス代等	実費、旅行代理店等で購入した場合は領収書を添付します。領収書等を徴することができない場合は支出証明書を添付します。
タクシー代	実費、他の公共交通機関がない場合、時間的余裕がない場合等合理的な理由があるときに限り充当できます。
飛行機代	実費
自家用車代	実費又は 1 km につき 20 円のいずれかとします。
レンタカー代	実費
高速道路等の通行料	実費、領収書、ETC 利用明細又は支出証明書を添付します。
駐車場の使用料	実費
宿泊料	実費、ただし、市の旅費規程に準じた金額（15,000 円）を上限とします。あわせて明細のわかる領収書を添付することとします。
視察等の土産代	充当できません。

(3) 結 論

- 日常的な活動で使用するガソリン代については、現在の基準である按分率や上限額を見直すことについては意見が一致せず、現状どおりとなっている。
- 一方、マニュアル P.20 費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」の「ガソリン代」の上限額は「1 人 1 月 5,000 円」と明記することに異論はない。
- しかし、マニュアル P.19 費目別指針「1 視察、研修、要請・陳情活動に係る交通費等」に記載している「自家用車代 実費又は 1 kmにつき 20 円のいずれかとします。」については、この欄を廃止し、新たに「ガソリン代 実費」の欄を設け、そこには「視察先など目的地と距離が明確になっており、その政務活動のみに使用したガソリン代の実費が明確にできる場合」など、支払額全額に充当可能な条件を明記することで意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第 2 回（10 月 22 日）、第 3 回（11 月 14 日）、第 4 回（11 月 22 日）、第 5 回（12 月 17 日）、第 6 回（1 月 18 日）

【概 略】

- まず一提案会派から、他市に合わせていくべきではないかとの趣旨説明があり、別の提案会派からは、日常的な議員活動は政務活動と他の活動を明確に区分することは難しく市民から疑念を持たれやすいため、行き先や距離が明確な視察や研修など以外は充当を認めないことを提案するとの説明があった。
- また、別の提案会派からは、マニュアルの「上限額 5,000 円」が月額であることを明記することを提案しているとの説明があった。
- 提案会派以外の会派からは、他市の状況を見ながら按分率や上限額を見直すことを協議してもいいかもしれないとの見解が示され、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、按分率や上限額について意見が交わされ、減額の方で見直すことで持ち帰ることになった。
- 次の回では、各会派の意見が按分率 2 分の 1 と 3 分の 1、上限額 3,000 円と 5,000 円に分かれたものの、目的地と距離が明確な場合など全額充当を認める条件について協議し、マニュアル P. 19 の「自家用車代」欄の記載についても整理が必要ということになり、再度、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では提案会派以外の会派から、ガソリン代の高騰などの可能性もあることや、金額の多寡ではなく政務活動の成果が大事なので現状維持との意見が示され、按分率と上限額の見直しについては意見の一致には至らず、現状どおりの結論となっている。
- なお、次の回では、マニュアル P. 19 の「自家用車代」を廃止して新たに「ガソリン代 実費」とし、支払額全額に充当できる条件を明記することが確認されている。

5 タブレット型端末の使用料について

(1) 提案内容

【提案 8】

提案項目	タブレット型端末の使用料については支出できないようにすべき。
理 由	議会からタブレットを貸与されている状況を鑑みると、政務活動費から支出が許されるのは用途の説明が付かないため。
実施時期	速やかに見直しが必要（来年度から）
提 案 者	日本維新の会

(2) 現 状

- 日常的な活動におけるタブレット型端末の使用料については、「2 分の 1 以内、上限額 1 人 1 月 5,000 円」を条件として充当を認めており、マニュアル P.20 費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」では下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

6 通信・運搬に係る経費 議員が日常行う活動は、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことが多く、必要に応じて按分により充当額を算出します。ただし、按分率については利用実態に合わせて適切に行うこととします。	
ガソリン代	実費の 2 分の 1 以内の額、ただし、5,000 円を上限とします。単車のガソリン代にも充当できます。
鉄道、バス代等	実費
タクシー代	実費、他の公共交通機関がない場合、時間的余裕がない場合等合理的な理由があるときに限り充当できます。
固定電話の使用料	実費の 2 分の 1 以内の額、ただし、5,000 円を上限とします。自宅と事務所の両方で固定電話を使用している場合、どちらか一方に限り充当できるものとします。
携帯電話の使用料 スマートフォンの使用料	携帯電話とスマートフォンの使用料をまとめて、実費の 2 分の 1 以内の額、ただし、5,000 円を上限とします。
タブレット型端末の使用料	実費の 2 分の 1 以内の額、ただし、5,000 円を上限とします。
インターネットの使用料	実費の 2 分の 1 以内の額、ただし、5,000 円を上限とします。

(3) 結 論

- 平成 28 年度から議会として持ち出し可能なタブレットを 1 人 1 台貸与していることから、さらに別のタブレット型端末の使用料に充当を認めることは二重となるため、廃止することで意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第 2 回（10 月 22 日）、第 3 回（11 月 14 日）、第 4 回（11 月 22 日）

【概 略】

- まず提案会派から、公費でタブレット端末を 1 人 1 台貸与されているにもかかわらず、さらに別のタブレット型端末の使用料に政務活動費の充当を認めることは市民への説明が難しいので廃止すべきとの趣旨説明があり、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、他の会派から、議員個人の良識に基づけばいいので変える必要はないとの意見が出されたが、現在の議員がタブレット型端末の使用料に充当していなくても、ルールとして認めているのはいかがなものかといった意見も出され、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では全会派から二重に認めることはよろしくないとの意見が出され、タブレット型端末の使用料への充当を廃止することで意見が一致している。

6 電話（固定、携帯、スマートフォン）の使用料について

(1) 提案内容

【提案 9】

提案項目	電話（固定、携帯、スマートフォン）の使用料の按分について
理 由	市民からも按分について指摘されており、この際見直しをするのであれば市民から疑問をもたれる費目についての見直しが必要。
実施時期	協議で合意できる時期
提 案 者	日本共産党

(2) 現 状

- 条例第6条で政務活動費を充てることができる経費の範囲として10項目を定めているが、マニュアルの項目別指針では、その10項目のうち調査研究費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費及び事務所費の6項目で、具体的な事例の中に文書通信費として電話代を記載している。
- 日常的な活動における固定電話や携帯電話・スマートフォンの使用料については、「2分の1以内、上限額1人1月5,000円」を条件として充当を認めており、マニュアルP.20費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」では下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成28年4月改訂）】

6 通信・運搬に係る経費	
議員が日常行う活動は、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことが多く、必要に応じて按分により充当額を算出します。ただし、按分率については利用実態に合わせて適切に行うこととします。	
ガソリン代	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。単車のガソリン代にも充当できます。
鉄道、バス代等	実費
タクシー代	実費、他の公共交通機関がない場合、時間的余裕がない場合等合理的な理由があるときに限り充当できます。
固定電話の使用料	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。 自宅と事務所の両方で固定電話を使用している場合、どちらか一方に限り充当できるものとします。
携帯電話の使用料 スマートフォンの使用料	携帯電話とスマートフォンの使用料をまとめて、実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。
タブレット型端末の使用料	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。
インターネットの使用料	実費の2分の1以内の額、ただし、5,000円を上限とします。

(3) 結 論

- 固定電話、携帯電話及びスマートフォンの使用料への充当を廃止することについては意見が一致せず、提案会派から議論が尽くされたので譲って現状維持との見解が示され、現状どおりとなっている。
- ただし、マニュアル P. 20 費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」の「固定電話の使用料」では「1 人 1 台」、「携帯電話の使用料 スマートフォンの使用料」でも「まとめて 1 人 1 台」とし、「インターネットの使用料」についても、「1 人 1 回線」であることをマニュアルに明記することでは意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第 2 回（10 月 22 日）、第 4 回（11 月 22 日）、第 5 回（12 月 17 日）、第 6 回（1 月 18 日）

【概 略】

- まず提案会派から、ガソリン代と同様に、日常的な議員活動は政務活動と他の活動を明確に区分することは難しく市民から疑念を持たれやすいため、充当を認めないことを提案するとの趣旨説明があった。
- 他の会派からは、一定の金額を決めた方がいいかもしれないという意見や、通話記録は出せないのでは会派としては充当していないという意見が出されたが、一方では、政務活動では電話がないと仕事にならない。企業では業務上必須のため携帯電話を貸与していることを考えると、政務活動費の充当を認めないなら議会として貸与するという議論になるかもしれないといった意見が出され、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、提案会派から政務活動専用であれば按分なしで充当を認めてもいいとの意見が出されたが、他の会派からは曖昧なものは全部だめということになってしまいかねないので現状は按分ということにしている。多様な調査方法を認めて、来期以降の議員の活動を妨げないように考えなければならないといった意見が出され、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では提案会派から議論が尽くされたので譲って現状どおりでいいとの見解が示され、電話（固定、携帯、スマートフォン）の使用料については現状どおりで、一旦、議論は収束している。
- しかし、次の回では、マニュアル P. 20 の「携帯電話の使用料 スマートフォンの使用料」の欄に「携帯電話とスマートフォンの使用料をまとめて、実費の 2 分の 1 以内の・・・」と記載されているが、携帯電話とスマートフォンの 2 台に充当できるようにも受け取れるので整理する必要があるとの意見が出され、協議の結果、「固定電話の使用料」は「1 人 1 台」、「携帯電話の使用料 スマートフォンの使用料」でも「まとめて 1 人 1 台」のみとすること。「インターネットの使用料」についても、「1 人 1 回線」のみであることをマニュアルに明記することで意見が一致している。

7 郵便代について

(1) 提案内容

【提案 10】

提案項目	議会報告、議会通信などの郵便代の制限
理 由	後援会活動ではないかとの批判を避けるため。 (近隣市においてオンブズマンから指摘があったとのこと。)
実施時期	意見がまとまるのであれば来期から
提 案 者	公明党

(2) 現 状

- 郵便代については充当を認めている。
- マニュアル P. 20 費目別指針「4 広報に係る経費」では、下記のとおり「広報紙配布費 実費」と記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

4 広報に係る経費

広報費へ政務活動費を充当する場合は、議会における活動状況及び市政に対する施策等の広報に要する経費で、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものである必要があります。

広報紙印刷費	実費
広報紙配布費	実費
ホームページの開設・維持管理に要する経費	実費

- 一方、マニュアル P.11 項目別指針「3 広報費」では留意事項として、下記のとおり「広報紙の配布に要する郵送料、新聞折り込み料等は、領収書等貼付用紙にその用途を明記すること。」と記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

3 広報費			
区 分	説 明		
使 途	会派及び議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費		
広報費の 主な内容	印刷製本費：広報紙・報告書等印刷・製本費 会場費：施設等の設営費、借上料等 文書通信費：電話・インターネット等通信費 交通費：鉄道費、バス代、タクシー代、ガソリン代、通行料 業務委託費：HP 等作成委託費、HP 運営費等、広報紙配布業務 【具体例】 ○ 報告会を開催するために要する会場借上料、会場設営費 ○ 報告会のための資料作成に要する印刷製本代 ○ 広報紙の発行及びホームページの開設・維持管理に要する経費 ○ 広報紙の配布を委託する場合の経費		
支出に適しない事例	● 報告会における食事代、飲酒代、茶菓子代 ● 飲食を主目的とする会場で開かれる報告会等に要する経費 ● 政党活動、後援会活動、選挙活動に要する経費 ● 所属政党や後援会等と共同開催する報告会等に要する経費 ● 政党活動、後援会活動、選挙活動に伴う広報紙の発行及びホームページの開設・維持管理に要する経費 ● 年賀状、暑中見舞い等の挨拶状に類するものに要する経費		
留意事項	☆ 報告会を開催したときは、開催日、会場、参加議員名、参加人数等を記録し、会派及び会派に所属しない議員で保管する。 ☆ 配布資料等を作成したときは、その原本又は写しを会派及び会派に所属しない議員で保管する。 ☆ 広報紙については、紙面全体が会派又は議員の市政に関する政務活動に伴う記事とし、政務活動と関係のない政党活動や後援会活動等に伴う記事の掲載は認めないものとする。（宣伝的要素：比較的大きな顔写真・過度のプロフィール等には配慮する） ☆ 広報紙の配布に要する郵送料、新聞折込料等は、領収書等貼付用紙にその用途を明記すること。 ☆ 政務活動費で作成した広報紙は、収支報告書の添付書類として議長に提出する。 ☆ 改選前の広報紙の作成については、自己の選挙前事前運動と混同されないよう発行時期や発行部数等が大きく偏らないよう配慮する。		
支出の内容を明らかにする書類	原本提出	写し提出	確認書類
	・領収書等	・成果物等	・業務委託契約書

(3) 結 論

- 換金できる切手購入代については、充当を認めないことで意見が一致している。
- 郵送代に制限を加えることについては、郵送数が少なければいいということもおかしいとの意見が出され、郵送数などの制限については意見の一致には至らなかったが、後援会活動などではないことを立証できるように、マニュアルに下記の事項を明記することで意見が一致している。
 - ・ マニュアル P.11 項目別指針「3 広報費」の留意事項欄に、広報紙の郵送料に充当する場合は、按分ではなく政務活動以外の郵送とは領収書を分けること。また、送付先と送付理由を控えておき、後援会活動、選挙活動及び政党活動などではなく政務活動であることを証明できるようにしておくことを明記する。
 - ・ マニュアル P.20 費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」においても、郵送料の欄を設けて上記と同様の内容を明記する。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第4回（11月22日）、第5回（12月17日）

【概 略】

- まず提案会派から、広報紙の郵送代については後援会活動でなくても疑念を持たれる可能性があり、他市ではオンブズマンの指摘を受けたと聞いているので整理する必要があるのではないかとの趣旨説明があった。
- 他の会派から、後援会とは郵送先が別であっても市民から見れば非常にわかりにくいとの意見が出され、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、まず提案会派から、後援会活動ではなくても資料を郵送することはあるので、充当を全く認めないという趣旨ではなく「制限」としていると改めて提案の趣旨が説明され、他の会派からは、金額の多寡ではなく不正利用は認められないということなので、敢えて上限額を設けなくてもいいのではないかとといった意見も出されたが、具体的な制限内容や切手購入代への充当について持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、提案会派以外の会派から、不特定多数の人に配布するのが広報活動であって、特定の人に郵送する行為は広報活動と言えるかどうかは曖昧であることから、一定の制限を設けるべきとの意見が出されたものの具体的な数については結論が出ず、郵送数に制限を設けることについては意見の一致には至らなかった。
- しかし、マニュアル P.11 項目別指針「3 広報費」の留意事項欄と、マニュアル P.20 費目別指針「6 通信・運搬に係る経費」に郵送料の欄を設け、広報紙の郵送料に充当する場合は、郵送料を按分するのではなく、政務活動以外の郵送とは領収書を分けること。また、送付先と送付理由を控えておき、後援会活動、選挙活動及び政党活動などではなく政務活動であることを証明できるようにしておくことを明記することでは意見が一致している。
- なお、換金できる切手購入代には充当を認めないことでも意見は一致している。

8 新聞代について

(1) 提案内容

【提案 11】

提案項目	資料購入に係る経費では、新聞の購読料が「会派内で同じ新聞紙の複数購読には充当できない」とあるが、会派の人数を上限に拡充することが必要である。
理 由	新聞は自宅、もしくは通勤の間などに読まれることが一般的に多く、会派で 1 社 1 部となると会派構成議員での回し読みが想定されるが、現実的ではないため。
実施時期	来期検討事項
提 案 者	あしや真政会

(2) 現 状

- 新聞購読料は充当を認めているが、会派内で同じ新聞紙の複数購読には充当を認めておらず、マニュアル P. 21 費目別指針「7 資料購入に係る経費」では、下記のとおり記載している。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

7 資料購入に係る経費

政務活動に資するものであれば、書籍、CD、DVD 等の購入に充当することができますが、政務活動との関連性が十分に説明できるものでなければなりません。

また、娯楽性の高い週刊誌の定期購読に充当することはできませんが、誌面内容により政務活動に必要と判断できるもので、単発で購入したものに限り充当することができます。

ビジネス雑誌等の月刊誌の定期購読は、政務活動に必要と判断できるものについて充当することができます。

新聞紙の購読料	実費、ただし、会派内で同じ新聞紙の複数購読には充当できません。
週刊誌の購読料	定期購読には充当できませんが、内容により政務活動に必要と判断できるものを単発で購入する場合は充当できます。

(3) 結 論

- これまで事例がないデジタル新聞（電子版、ネット新聞）の取扱いについて問題提起があり、アナログ新聞購読料と併せて整理し、下記のとおりで意見が一致している。
 - ・ 一般日刊紙については、会派単位の考え方を廃止し、アナログとデジタルを問わず 1 人 1 月 1 紙のみに充当を認めることに見直す。
 - ・ 専門紙については、一般日刊紙と切り離して書籍や雑誌と同じ扱いとし、1 人複数紙（同じ新聞は 1 部のみ）購読料への充当を認めることに見直す。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第4回（11月22日）、第5回（12月17日）、第6回（1月18日）、第7回（1月28日）

【概 略】

- まず提案会派から、会派に所属しない議員と多人数の会派が同一ルールで運用されており、多人数の会派では新聞の切り抜きもできないので拡充を求めるとの趣旨説明があった。
- 他の会派からは、同じ記事であっても新聞社によって書き方が違うので複数の新聞を購読する必要があることは認めるが、同一新聞紙の複数購読に充当できるようにすると家庭の購読と重複しているように思われてしまうとの懸念を示す意見が出された。
- 提案会派からは、複数購読に充当を認めるルールが必要ではないかとの意見が出され、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、提案会派から2人で1部として複数購読を認めてほしいとの具体的な提案が出され、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、提案会派以外の会派から、新聞について政務活動費を充当することは理解されると思うが、各議員の新聞購読料に充当を認めるのはいかがなものかといった意見が出され、提案の同一新聞紙の複数購読については意見の一致が得られず、一旦、現状どおりの結論となった。
- しかし、関連する新たな課題として、これまで事例はないものの、デジタル新聞（ネット新聞）の取扱いについて提案会派から問題提起があり、この件について次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、アナログ新聞（新聞紙）の2紙目から充当を認める事例が提案会派から紹介され、契約名や配達先についても意見が交わされたが、議員でない人は自己経費で購入しているということを踏まえ、再度、アナログ新聞（新聞紙）購読料への充当のあり方についても、デジタル新聞（ネット新聞）と合わせて整理してくことになった。
- その結果、次の回では、いずれの会派もデジタル新聞購読料について充当を認めるが、同じ新聞社のデジタル新聞とアナログ新聞の両方は認めないことで意見が一致した。
- また、アナログ新聞については、配達先や契約者などで再度整理しようとしたが、厳密に決めていくとかえってわかりにくくなるので、一般日刊紙については、会派の考え方を廃止して、アナログとデジタルを問わず1人1月1紙のみとしてはどうかとの提案があり、その案で意見が一致することとなった。
- 一方、専門紙については書籍や雑誌と同じ扱いとして整理し、1人複数紙（同じ新聞は1部のみ）購読料への充当を認めることで意見が一致している。

9 後払い方式の導入について

(1) 提案内容

【提案 12】

提案項目	政務活動費の後払い方式の導入
理 由	使い切るために用途が拡大するのではとの疑義を払拭するため。
実施時期	可能な限り早期に。(ただし、事務負担は最小化する必要あり。)
提 案 者	公明党

※ 平成 26 年（2014 年）10 月施行の芦屋市議会基本条例について、平成 29 年（2017 年）9 月から翌年 5 月まで議会基本条例検証会議を設置して検証を行っているが、その結果報告の中で、第 21 条（政務活動費の執行）について「後払い方式を検討してもいいのではないか。」という問題提起があり、今回の政務活動費のあり方検討では、その問題提起を含めて検討するよう議長から諮問されている。（「芦屋市議会基本条例検証結果報告書（平成 30 年（2018 年）5 月）」P.59 参照）

(2) 現 状

- 四半期ごとに交付するものとし、四半期の最初の月に当該四半期に属する月数分を交付するとしている。
- また、年度終了時に残余がある場合は、その残余の額を返還するものとしており、いわゆる「前払い精算方式」で運用している。

【芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）】

（交付方法）

第 3 条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、交付月の 20 日に交付する。ただし、その日が芦屋市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日の直前の休日でない日とする。

第 4 条～第 8 条（略）

（政務活動費の返還）

第 9 条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は会派に所属しない議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は当該会派に所属しない議員がその年度において第 6 条に規定する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

- 全国市議会議長会が行っている「市議会の活動に関する実態調査」平成 29 年（2017 年）中の結果によると、政務活動費の交付方法は下記のとおりとなっている。

【24-4】政務活動費の交付方法
(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	概算払い	会派に概算 払いし、会 派から議員 に清算払い	精算払い
5万人未満 201	182 (90.5%)	2 (1.0%)	17 (8.5%)
5～10万人未満 233	210 (90.1%)	14 (6.0%)	9 (3.9%)
10～20万人未満 153	142 (92.8%)	8 (5.2%)	3 (2.0%)
20～30万人未満 46	42 (91.3%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)
30～40万人未満 28	24 (85.7%)	3 (10.7%)	1 (3.6%)
40～50万人未満 22	21 (95.5%)	1 (4.5%)	0 (0%)
50万人以上 15	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0%)
指定都市 20	17 (85.0%)	3 (15.0%)	0 (0%)
全市 718	651 (90.7%)	35 (4.9%)	32 (4.5%)

各割合は、政務活動費を交付している718市の人口段階別の市数を基準としている。

(3) 結 論

- 提案の後払い方式について協議を重ねたが、事務負担の増大が見込まれ、現在の事務局体制では困難であるとして提案が取り下げられ、現状どおりとなっている。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第4回（11月22日）、第5回（12月17日）

【概 略】

- まず提案会派から、事務負担が増えることになると生産的ではないので、請求回数などについては十分慎重に決めなければならないが、基本条例の検証の際にも出てきたものであり、政務活動費の用途の明確化を証明する一つの手法として後払い方式も必要ではないかということから提案しているとの趣旨説明があった。
- 事務局からは、後払い方式になるとその期間は立て替えていただく必要があること。芦屋市の事務手続日程を考えると、交付されるのは早くても請求月の翌々月あたりと想定していただきたいとの見解が示された後、次回から協議を進めていくことになった。

- 次の回では、改めて事務局の負担増について懸念する意見が出され、事務局から、事務局の負担は確実に増える。請求回数にもよるが、増員が必要となる可能性が高い。一番困るのは、年度末の出納閉鎖期間（5 月末）までにチェックして交付申請と支払いを済ませなければならないこと。

県議会では後払い方式を導入したが、そのための体制を整えたうえで、さらに外部委員の第三者委員会を設置している。

また、例えば年 2 回の請求になると、それだけの期間は議員の皆さんが立て替えておく必要も出てくる。

さらに、気になるのは、事務局がお墨付きを与えたと議員の皆さんに思われてしまいかねないことを懸念するとの見解が改めて示され、持ち帰ることになった。

- その結果、次の回では提案会派から、提案の趣旨は疑義を招かないための方策ではあるが、後払い方式にすることで事務局の負担が増大することは望ましくないため取り下げるとの申し出がなされ、現状どおりの「前払い精算方式」で議論は収束している。

10 議員個人への交付について

(1) 提案内容

【提案 13】

提案項目	交付対象を「議員」とする見直しを提案します。 あるいはいきなりの改正が難しければ、近隣市のように、「会派または議員」とするか（地方自治法上も、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。とあるため文言をあわせるという考え方もできます。）、実施に当たっては経過措置を設けることなど考えられるのではないのでしょうか。
理 由	本市における現状は、条例上、「芦屋市議会における会派（所属議員が1人の場合を除く。以下「会派」という。）及び会派に所属しない議員に対して交付する。」となっていることから、提案するものです。 政務活動費については、本来交付される議員が責任を負うべきものであるというのは広く考えられているところです。 特に昨今、近隣の自治体における不適切事例等を鑑み、今まで以上に透明性の確保に努めようとするならば、基本的に個々の議員が責任を負うべき政務活動費について、その交付対象は議員個人とすべきであると考えられます。
実施時期	速やかに
提 案 者	中島かおり議員

(2) 現 状

- 地方自治法第100条第14項では、支給対象は「会派又は議員」となっている。

【地方自治法 第100条（抜粋）】

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

- 本市では、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第2条において、交付対象を「会派及び会派に所属しない議員」と規定しており、会派に所属している議員個人は交付対象とはされていない。

【芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）】

（交付対象）

第2条 政務活動費は、芦屋市議会における会派（所属議員が1人の場合を除く。以下「会派」という。）及び会派に所属しない議員に対して交付する。

- 全国市議会議長会が毎年行っている「市議会の活動に関する実態調査」の平成29年中の結果によると、政務活動費の交付対象は下記のとおりとなっている。

【24-2】政務活動費の交付対象

（平成29年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	会派	議員	会派又は議員	会派及び議員	選択制	その他
5万人未満 201	61 (30.3%)	68 (33.8%)	61 (30.3%)	3 (1.5%)	7 (3.5%)	1 (0.5%)
5～10万人未満 233	92 (39.5%)	64 (27.5%)	71 (30.5%)	2 (0.9%)	4 (1.7%)	0 (0%)
10～20万人未満 153	74 (48.4%)	21 (13.7%)	49 (32.0%)	4 (2.6%)	5 (3.3%)	0 (0%)
20～30万人未満 46	23 (50.0%)	5 (10.9%)	9 (19.6%)	4 (8.7%)	5 (10.9%)	0 (0%)
30～40万人未満 28	15 (53.6%)	3 (10.7%)	6 (21.4%)	1 (3.6%)	2 (7.1%)	1 (3.6%)
40～50万人未満 22	9 (40.9%)	4 (18.2%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	4 (18.2%)	1 (4.5%)
50万人以上 15	7 (46.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	0 (0%)	5 (33.3%)	0 (0%)
指定都市 20	8 (40.0%)	0 (0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	8 (40.0%)	1 (5.0%)
全市 718	289 (40.3%)	166 (23.1%)	201 (28.0%)	18 (2.5%)	40 (5.6%)	4 (0.6%)

各割合は、政務活動費を交付している718市の人口段階別の市数を基準としている。

「会派又は議員」は、会派又は会派に所属していない議員へ交付。

「会派及び議員」は、会派及び議員に併給。

(3) 結 論

- 想定される事務負担を増加させてまで個人交付を行う特段の必要性が認められないため、現状どおりで意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第2回（10月22日）、第4回（11月22日）、第5回（12月17日）

【概 略】

- 提案者が会派に所属しない議員であって検討会議には参加していないため、まずは提案内容について意見交換を行うことになった。

- 意見交換では、交付対象を議員とした場合に会派控室で利用している事務機器のリース代の取扱いなどへの疑問が、また、事務手続が煩雑になることへの懸念が示された。
- また、現在は会計責任者によるチェック機能が働いているが、個人交付となることで、そのチェック機能がなくなることを危惧する意見も出された。
- さらに、議員個人への交付が1人会派を認めることにつながりかねないことを懸念する意見として、議会制の民主主義の中で意見を合議制で集約していくには会派は重要な単位でもあり、会派の明確な定義がないからといって何でもオーケーにすると会派の意味がなくなるなど会派に関する意見も出されたが、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、全議員が個人交付となった場合に事務局の負担増を懸念する意見が出され、事務局からは、会派の考え方で一定整理されてチェック機能が働いている。それが一人ひとりになると、21人全員のそれぞれの考え方を確認していく必要が出てくるため、負担は増えるとの見解が示された後、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、当初から個人交付を行っている議会では事務局体制もそれなりに整えられているが、途中から制度が変わることによって、特に年度末や任期末の事務局の負担が瞬間的に増えることなど課題が多いこと。また、政務活動費を充当することの責任の所在としては、現在、会派への交付であっても充当しているのは個人であり、その内容に対する説明責任は個人にあることから、改めて個人にしなくてもいいのではないかとの意見も出され、事務負担やコストが増えてまで個人交付を行う必要性や理由がないことから現状どおりで意見が一致している。

1 1 会派控室で使用する備品・事務機器等について

(1) 全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」の内容

【各論 7 事務所費】

Q 会派控室の借上げ等に対する支出の適否について、どのような基準で判断すべきですか。

A 会派控室における政務活動費の支出については、議員個人の事務所等と異なり、専ら政務活動が行われると推測し、全額を充当することを認める判例等がありましたが、近年、控室における実情に照らして、政務活動以外の行為が行われていると認められる場合は、按分して支出するよう判断する判例等もあります。

具体的な事例として、次の判例等があります。

（以下、判例省略）

(2) 現 状

- 会派控室で使用する備品・事務機器等について、充当に関する按分ルールはなく、マニュアルP.15 項目別指針「7 資料作成費」では、下記のとおり、按分の必要性については特に記載していない。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

7 資料作成費			
区 分	説 明		
使 途	会派及び議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費		
具体的な事例	印刷製本費：印刷・製本代		
	・ 翻訳料 ・ 事務機器購入代 ・ リース代 【具体例】 ○ 資料作成に必要な印刷製本代 ○ 資料作成に必要な消耗品費 ○ 資料作成に必要とされる備品及び事務用品等の購入代 ○ 会派控室で主に使用されるパソコン本体・周辺機器の購入代		
支出に適しない事例	● 政党活動、後援会活動、選挙活動の資料作成に要する経費 ● 名刺代 ● 政務活動に直接必要としない備品等（冷蔵庫、掃除機等）の購入代		
留意事項	☆ パソコン、プリンター等 1 万円以上の事務機器を購入した場合は、備品台帳を作成し、管理する。 ☆ 外国の文献の翻訳や古文書の現代語翻訳等を行った場合は、その原本又は写しを会派及び会派に所属しない議員で保管する。		
支出の内容を明らかにする書類	原本提出	写し提出	確認書類
	・ 領収書等	・ 作成資料等 ・ 成果物等	・ 契約書 ・ 備品台帳

- マニュアル P. 20 費目別指針「5 事務機器に係る経費」でも、下記のとおり、按分の必要性については特に記載していない。

【政務活動費マニュアル（平成 28 年 4 月改訂）】

5 事務機器に係る経費

政務活動費は、原則、政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当ではありません。

備品の購入に政務活動費を充当する場合は、有効性が高く、書架等政務活動に直接必要であると認められるものに限定するものとします。

事務機器の購入	実費、1 万円以上の場合は備品台帳を作成します。
事務機器リース料	実費

(3) 結 論

- 会派控室で使用する備品、事務用品、事務機器等の費用への充当については、会派控室での活動が全て政務活動と言い難いため按分を適用することで意見が一致している。
- 按分割合については、会派や議員によって状況が異なるため統一した割合は定めないが、広報紙と同様に、会派や議員の責任で実態に応じて按分を行うことで意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第 5 回（12 月 17 日）、第 6 回（1 月 18 日）、第 7 回（1 月 28 日）

【概 略】

- 事務局から、この検討会議に先行して 7 月に全国市議会議長会では政務活動費に関する Q & A 作成会議が設置され、「政務活動費に関する Q & A」（作成中）が 11 月に全国の市議会事務局へ提示された。この中の「各論⑦事務所費」に記載されている会派控室に対する政務活動費の支出について、特に「Q 備品、事務用品、事務機器等、固定電話、携帯電話に対する支出について」の A では「按分率 50%が適当」とした判例も示されている。本市のルールよりも厳しいものとなっているためご協議いただきたいとの新たな問題提起があり、次回から協議を進めていくことになった。
- 次の回では、議論の必要があるとして按分の考え方について持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、判例に基づいて按分割合を 2 分の 1 とする意見も出たが、按分していれば何をしてもいいということではないという意見や、会派控室では議会活動も行っており按分した方がいいが、本市では事務所を持たない議員が多く、会派控室で政務活動を行っている割合は 2 分の 1 よりも多いのではないかと意見が出された。
- 最終的には、会派によって様々な使い方があり、統一した按分割合を定めず、広報紙と同様に会派で実態に応じて按分することで意見が一致している。

1 2 政務活動費で使用する口座の利息（利子）について

(1) 平成 28 年 6 月 9 日代表者会議資料

政務活動費に関する事務取扱について

1 ～ 5 （省略）

6. 取扱いについて、今後、検討いただきたい点

- ① 購入時のポイントの取扱いについて
- ② 政務活動費で使用する口座の利息（利子）の取扱いについて
- ③ 視察の際の短期損害保険料の取扱いについて

(2) 全国市議会議長会「政務活動費に関する Q & A（参考指針）」の内容

【総論 6 その他】

Q 政務活動費の預金口座で生じる預金利子は返還する義務があるのですか。

A 政務活動費の利息については、返還義務がただちに生じるということではないと考えます。
「政務調査費が会派又は議員に交付された時点以降において、これが市の財産に属するものであるかどうかを見極める必要があるが、政務調査費の支出は、会派又は議員に対して前渡しで交付される補助金の性質を有することからすれば、交付した時点で公金の性格は有さなくなり、換言すれば市の管理に属していないため、条例等で特に明定している場合は別として、私金の管理は交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられるものである。すなわち、私金の管理上生じた預金利子は市の財産に属しておらず、市の方から不当利得として返還請求を行うことはできない。」との所管省担当者の説明もあります（「地方自治」（ぎょうせい）第774号「最近の地方研修等における質疑応答について」）。

判例等においても、下記に掲載されているとおり、返還請求権の行使に基づく請求額について、利息を除いている事例があります。

しかし、法律上の返還義務がないとしても、政務活動費の利息は雑入として返還すべきという意見、政務活動費の利息で利益を得ている（今後、金利が上昇すれば、このような意見が強まる恐れがあります。）という批判が住民から出される可能性も想定されます。このため、預金利子が発生しない銀行口座の利用も考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

（以下、判例省略）

(3) 現 状

- 政務活動費専用口座の利息（利子）の取扱いについては、規定していない。

(4) 結 論

- 利息の取扱いについては、会派によって様々な考え方があり、単一のルールは定めないが、下記の選択肢から会派や議員の考え方に基づいて選べるようにマニュアルに記載することで意見が一致している。
 - ・ 利息を発生させないために、政務活動費専用の口座を無利息口座とする。
(現在の普通預金口座を無利息口座へ変更することができる。)
 - ・ 利息を収入として処理し、最終的に市の雑入として繰出す。
 - ・ 利息を収入として処理し、政務活動の経費に充当する。
- また、利息が収入として発生していることを明確に計上できるように、収支報告書と金銭出納簿に収入欄を設けることでも意見が一致している。

(5) 経 過

【協議日】

第7回(1月28日)、第8回(2月1日)

【概 略】

- 事務局から、平成28年6月9日の代表者会議で「今後検討いただきたい点」として3項目を事務局から提示し、6月17日の代表者会議でも意見交換されているが結論が出ていないため、この際ご協議いただきたいとの新たな問題提起があり、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、利息が発生しない口座にするとすっきりするという意見が出されたが、利息を市へ返還したいという意見も出され、統一的なルールを定めることには至らなかった。
- しかし、利息を得ることが市へ損害を与える不当利得には該当しないが、普通預金口座を無利息口座に変更できることや、雑入として市への返還が可能であることなどが整理できたことから、マニュアルに対応可能な選択肢を記載し、会派や議員の判断に委ねることで意見が一致している。
- 選択肢は下記のとおり。
 - ・ 利息を発生させないために、政務活動費専用の口座を無利息口座とする。
(現在の普通預金口座を無利息口座へ変更することができる。)
 - ・ 利息を収入として処理し、最終的に市の雑入として繰出す。
 - ・ 利息を収入として処理し、政務活動の経費に充当する。
- また、利息が収入として発生していることを明確に計上できるように、収支報告書と金銭出納簿に収入欄を設けることで意見が一致している。

13 ポイントの取り扱いについて

(1) 平成28年6月9日代表者会議資料

政務活動費に関する事務取扱について

1～5 （省略）

6. 取扱いについて、今後、検討いただきたい点

- ① 購入時のポイントの取扱いについて
- ② 政務活動費で使用する口座の利息（利子）の取扱いについて
- ③ 視察の際の短期損害保険料の取扱いについて

(2) 全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」の内容

【総論 6 その他】

Q クレジットカードの使用は可能ですか。また、クレジットカードの使用に伴い生じるポイントの取扱いは、どのようにすれば良いのですか。

A 政務活動費の支払においてクレジットカードを使用することを認めない判例等は見当たりませんので、クレジットカードの使用自体は可能と考えられます。

クレジットカードの使用により生じるポイントについて、政務活動費を支出して物品を購入する際に、その一部にこれを充てることを否定する判例等は見当たりません。

しかし、住民の立場から見れば、政務活動費の支出でポイントを得ること自体、利益を得ているため、許されないと受け止められる可能性があるとの意見もあります。ポイントを用いて物品を購入することについても同様と考えられます。

このことを踏まえ、各市議会の判断でポイントの扱いについてあらかじめ取り決めをしておくことも一案と考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

（以下、判例省略）

(3) 現 状

- ポイントの取扱いについては、規定していない。

(4) 結 論

- 全て現金で支払うことは現実には即しておらず、また、クレジットやポイントによる引きもあるため、クレジットカードや店舗等のポイントの取扱いを厳密に規定することはできないが、政務活動費を充当する支出で得たポイントの使い方については、会派や議員の良識の範囲内で判断するよう留意事項としてマニュアルに記載することで意見が一致している。

(5) 経 過

【協議日】

第 7 回（1 月 28 日）、第 8 回（2 月 1 日）

【概 略】

- 事務局から、平成 28 年 6 月 9 日の代表者会議で「今後検討いただきたい点」として 3 項目を事務局から提示し、6 月 17 日の代表者会議でも意見交換されているが結論が出ていないため、この際ご協議いただきたいとの新たな問題提起があり、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、クレジットカードを使用せず現金払いとする意見も出されたが、高速道路の通行料やネット通販などはクレジット決済の方が割安であり、ポイントを使って購入すると節約になる。市に損害を与えている不当利得でもない。時代の流れもあるのに厳格に決めることもできないとの意見が出され、議員の良識に任せることになったが、議論したことを残すために、政務活動費を充当する支出で得たポイントの使い方については、会派や議員の良識の範囲内で判断するよう留意事項としてマニュアルに記載することで意見が一致している。

1 4 視察を行う際の短期損害保険料の取扱いについて

(1) 平成 28 年 6 月 9 日代表者会議資料

政務活動費に関する事務取扱について

1～5 (省略)

6. 取扱いについて、今後、検討いただきたい点

- ① 購入時のポイントの取扱いについて
- ② 政務活動費で使用する口座の利息（利子）の取扱いについて
- ③ 視察の際の短期損害保険料の取扱いについて

(2) 現 状

- 視察を行う際の短期損害保険料の取扱いについては、規定していない。

(3) 結 論

- 政務活動については自己責任であるため、視察を行う際の短期損害保険料には充当を認めないことをマニュアルの費目別指針「1 視察、研修、要請・陳情活動に係る交通費等」に記載することで意見が一致している。

(4) 経 過

【協議日】

第 7 回（1 月 28 日）、第 8 回（2 月 1 日）

【概 略】

- 事務局から、平成 28 年 6 月 9 日の代表者会議で「今後検討いただきたい点」として 3 項目を事務局から提示し、6 月 17 日の代表者会議でも意見交換されているが結論が出ていないため、この際ご協議いただきたいとの新たな問題提起があり、持ち帰ることになった。
- その結果、次の回では、各会派とも議員が会派や個人で政務活動を行うことは自己責任であるということで意見が一致し、マニュアルに書く必要性についても議論となったが、新たな議員にもわかるように、視察を行う際の短期損害保険料には充当は認めないことを費目別指針で記載することで議論が収束している。